調布市子どもの食の確保事業補助金のスケジュール

子ども食堂等　　子ども政策課

①　事前協議 →

補助金は4/1からの支出分までさかのぼって利用することが可能ですが，**領収書やレシート等の支出が確認できる書類が必要**となります。

補助金の利用について，どのような内容でもお気軽にお尋ねください。

②　補助金の申請（交付申請） →　審査

◆提出書類
- 交付申請書(第1号様式)　・交付申請明細書
- 子ども食堂等の開催予定概要(様式1)
- 設備整備費等の補助を申請する場合，当該経費の金額がわかる書類
- 子ども食堂の場合，行事保険等保険証書の写し
- 債権者登録の無い団体の場合，債権者登録兼支払金口座振替依頼書

補助金の利用を決めましたら，**6月30日まで**を目途に子ども政策課までお申出ください。なお，申請にあたっては，左記の書類のご提出が必要となります。なお，子ども食堂の場合，行事保険等保険証書の写しを参考資料として併せてご提出ください。

③　交付・不交付の決定（交付決定） ←

④　補助金の支払い ←

⑤　請求書等の提出 →

⑥　補助金の支払い ←

※⑤，⑥は連携強化型のみ

審査後（審査には時間がかかりますのでご了承ください）に子ども政策課から交付・不交付の決定を「交付（不交付）決定通知書」にてお知らせします。
なお，支払は債権者・口座振替登録先又は「交付申請書」記載の指定口座への振り込みとなります。
また，連携強化型で交付決定した場合，当該年度2回目以降の支払いについては，指定する期日までに請求書等をご提出ください。

ここまでの手続きを**3/31までに**

⑦　補助金の精算（実績報告） →　確認

◆提出書類
- 実績報告書(第3号様式)
- 実績報告明細書
- 月別収支報告書（様式2）
- 子ども食堂等の開催実績概要(様式3)
- 領収書，レシート等

補助金の精算を行う必要がありますので，**当該年度の最終開催から2週間または4月3日のいずれか早い方まで**に左記の書類を子ども政策課までご提出ください。提出後は，子ども政策課にて内容の確認を行います。

⑧　金額の確定（確定通知） ←

「実績報告書」の確認が終わりましたら，「確定通知書」にて結果をお知らせします。内容によっては，**補助金の一部返金等の可能性もありますので御了承ください**。

ここまでの手続きを**5/15までに**